

行政処分一覧

処分年月日	免許番号	商号	代表者	所在地	処分内容	概要
H29.1.26	奈良県知事第(4)3378号	有限会社バンブーホーム	竹澤 輝彦	奈良県香芝市逢坂1丁目380番地の1	事務所不確知による免許取消	被処分者の事務所の所在地が確知できないため、宅地建物取引業法第67条第1項の規定により奈良県公報でその旨を公告したが、30日を経過しても何ら申し出がないため。
H29.3.22	奈良県知事第(3)3556号	富雄住宅株式会社	平山 幸寿	奈良県奈良市富雄元町2丁目3番33号	事務所不確知による免許取消	被処分者の事務所の所在地が確知できないため、宅地建物取引業法第67条第1項の規定により奈良県公報でその旨を公告したが、30日を経過しても何ら申し出がないため。
H29.9.27	奈良県知事(3)第3641号	青葉不動産株式会社	桑元 祥二	奈良県橿原市葛本町502番地の1	事務所不確知による免許取消	被処分者の事務所の所在地が確知できないため、宅地建物取引業法第67条第1項の規定により奈良県公報でその旨を公告したが、30日を経過しても何ら申し出がないため。
H29.11.16	奈良県知事(10)第1591号	株式会社フクダ工務店	福田 幸數	奈良県生駒市新生駒台2番31号	事務所不確知による免許取消	被処分者の事務所の所在地が確知できないため、宅地建物取引業法第67条第1項の規定により奈良県公報でその旨を公告したが、30日を経過しても何ら申し出がないため。
H30.3.13	奈良県知事(4)第3419号	(株)木田住宅販売	木田 義洋	奈良県大和高田市大東町7番1号	事務所不確知による免許取消	被処分者の事務所の所在地が確知できないため、宅地建物取引業法第67条第1項の規定により奈良県公報でその旨を公告したが、30日を経過しても何ら申し出がないため。

H30.3.13	奈良県知事(5)第3139号	ハウスオブライフ(株)	西村 美智久	奈良県吉野郡大淀町大字下淵769番地	事務所不 確知による 免許取消	被処分者の事務所の所在地が確知できないため、宅地建物取引業法第67条第1項の規定により奈良県公報でその旨を公告したが、30日を経過しても何ら申し出がないため。
H31.4.25	奈良県知事(3)第3681号	(株)奈良県商工事務センター	檜原 泰彦	奈良県桜井市大字粟殿1030番地の1	事務所不 確知による 免許取消	被処分者の事務所の所在地が確知できないため、宅地建物取引業法第67条第1項の規定により奈良県公報でその旨を公告したが、30日を経過しても何ら申し出がないため。
R1.9.25	奈良県知事(11)第1485号	幸信土地開発(株)	石田 巳一	奈良県奈良市西大寺赤田町1丁目5番1号	事務所不 確知による 免許取消	被処分者の事務所の所在地が確知できないため、宅地建物取引業法第67条第1項の規定により奈良県公報でその旨を公告したが、30日を経過しても何ら申し出がないため。
R1.12.16	奈良県知事(2)第4115号	(株)エステートオーシャン	櫻井 浩之	奈良県北葛城郡広陵町疋相114番地8-101	免許取消	常勤で専ら宅地建物取引業の業務に従事することが必要な専任の宅地建物取引士について、実際には常時勤務していないにもかかわらず、勤務している旨の虚偽の内容で免許申請を行い、不正の手段により平成31年1月22日に法第3条第1項の免許を受けた。 このことが、法第66条第1項第8号に該当するため。
R2.1.8	奈良県知事(2)第4114号	FMホーム(株)	谷 将人	奈良県大和高田市春日町2丁目1番12号	指示処分	自社ホームページにおいて、専有面積及び間取り図を実際の物件と異なる記載をし、並びに利用の制限に関する記載をせずに賃貸物件として広告したこと。 このことは法第32条の規定に反し、法第65条第1項に該当するため。